

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて

平素、診療報酬の請求にあたり、ご協力を頂きありがとうございます。

さて、今回東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災に関する診療報酬等の事務について厚生労働省よりその方法が示されたことに伴い、千葉県内医療機関における診療報酬明細書などの請求方法を下記のとおりお知らせいたします。

記

1 被災者に係る一部負担金等の猶予措置対象者について

(平成23年3月23日付け、厚生労働省保険局医療課事務連絡参考)

災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村の被保険者(適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。)について、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- ⑥原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトで請求するようご協力お願い申し上げます。

3 診療(調剤)報酬明細書等に係る記載等については下記のとおりとなります。

保険医療機関の方(医科)	(別紙1)	医科フロー	参照のこと
保険医療機関の方(歯科)	(別紙1)	歯科フロー	参照のこと
保険薬局の方(調剤)	(別紙1)	調剤フロー	参照のこと
指定訪問看護事業者	(別紙1)	訪問看護フロー	参照のこと

4 保険者番号の記載について

患者から住所等が確認できた場合は、可能な限り別紙2の保険者一覧表を参考に記載願います。

保険者の特定ができない場合で、住所等を患者に確認ができている場合は、その住所等を明細書欄外上部に記載願います。

5 編綴方法

猶予措置の対象となったレセプト（別紙1の請求事例1又は3のパターン①）、もしくは猶予措置の対象となったレセプトと猶予措置の対象とならなかったレセプトの2枚一組で作成されたもの（別紙1の請求事例1又は3のパターン③）、また、猶予措置の対象とそれ以外に分けることが困難なレセプト（別紙1の請求事例1又は3のパターン②）について（以下、「猶予措置の対象となったレセプト等」という。）は、通常の請求とは診療（調剤）報酬請求書を分けて、別で編綴を願います。

なお、編綴方法については別紙3をご参照ください。

6 診療（調剤）報酬請求書の記載について

猶予措置の対象となったレセプト等に付けていただく診療（調剤）報酬請求書については、上部余白に赤色で「災」と記載願います。

問い合わせ先 業務第一部管理課管理係 電話 043-254-7183（直通）
--